

**〔長久手市行政評価票：平成23年度業務〕**

担当課・係名		都市計画課 建築係【問合せ先(電話・内線番号)0561-56-0622・324】						
第5次総合計画掲載		基本方針 2 リニモでにぎわい交流するまち 基本施策 2-1 魅力ある市街地を創り出す						
業務の名称		建築指導・相談・受付業務						
(1)根拠法令・条例		建築基準法、都市計画法、宅地造成規制法、人にやさしい街づくりの推進に関する条例、建設リサイクル法、長久手市美しいまちづくり条例						
(2)業務期間		開始した年度	昭和25年度	終了(予定)年度	年度			
(3)業務概要		建築基準法等に基づく確認申請、宅地開発や市街化調整区域の建築許可申請書、建築に係る各種届出、市条例に基づく開発協議の指導・相談・受付による。		国・県・民間と類似した事業、他市町の実施の状況法律、条例もしくは要綱に基づき実施されている。				
(4)業務の目的と指標	①対象(誰、何を対象としているか)		対象指標	状態を表す指標			単位	
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替に伴う確認、宅地開発や市街化調整区域の建築許可等の指導・相談・受付の総件数			ア	建築関連法令に基づく申請書等の指導・相談・受付	件		
	②手段(どのような事業で)※実施した活動			イ				
	建築確認申請書、建築・開発等許可申請書、各種届出の指導・相談・受付の実施		ウ					
	③意図(対象をどのような状態にしたいか)		活動指標	ア	建築基準法に基づく確認申請書・届出の指導・受付	件		
規制に適合しない建築物を排除する。		イ		都市計画法に基づく許可申請・届出の指導・受付	件			
④成果指標設定の理由		ウ		人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく届出の指導・受付	件			
		エ	宅地造成規制法に基づく許可申請・届出の指導・受付	件				
		オ	長久手市美しいまちづくり条例に基づく開発協議書の指導・受付	件				
		カ	建設リサイクル法に基づく届出の指導・受付	件				
		キ	建築開発関係等相談	件				
		成果指標	ア	是正指導件数	件			
			イ					
			ウ					
		④成果指標設定の理由						
		安全で良好な建築物を形成する。						
(5)指標の推移			単位	目標値	21年度	22年度	23年度	24年度(計画)
	①対象指標	ア	件	-	-	-	-	-
		イ						
		ウ						
	②活動指標	ア	件	-	353	385	370	-
		イ	件	-	185	202	157	-
		ウ	件	-	14	22	27	-
		エ	件	-	9	5	14	-
		オ	件	-	38	50	50	-
		カ	件	-	61	78	80	-
③成果指標	キ	件	-	586	659	702	-	
	ア	件	-	0	0	0	-	
	イ							
(6)事業費の推移	事業費		千円					
	うち	国費	千円					
		県費	千円					
		一般財源	千円					
		受益者負担	千円					
延職員数(臨職)		人		(前々回未集計)	(前回未集計)	0.35	0	
(7)遂行上の問題点、取組課題(箇条書きで簡潔に記載)								
申請書類の提出時に間違った指導により申請者に対し、不利益が生じないように高度な専門知識が必要であり、専門知識・技術資格を持った職員の配置が必要である。								
(8)評価	必要性	A	建築基準法・愛知県建築基準条例による。				総合評価 <b>A</b>	
	有効性	A	確認・許可申請書等の指導・受付をすることにより、建築物の状況を把握することができる。					
	効率性	A	専門知識が必要であり、業務内容の見直し等によるコストの削減は難しい。					
(9)今後の改善の方針	特に建築基準法、都市計画法及び宅地造成規制法を理解し、問題点を指導できるようにする。							

行政評価チェックリスト

必要性	市が関与することは妥当か		該当	
	①	法律で実施が義務づけられている事業	<input checked="" type="checkbox"/>	
	②	受益の範囲が不特定多数の住民に及び、財・サービスの対価の徴収ができない事業	<input type="checkbox"/>	
	③	住民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	<input checked="" type="checkbox"/>	
	④	住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事業	<input type="checkbox"/>	
	⑤	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備することを目的とした事業	<input type="checkbox"/>	
	⑥	住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑦	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業	<input type="checkbox"/>	
	⑧	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業	<input type="checkbox"/>	
	⑨	特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事業	<input type="checkbox"/>	
有効性	⑩ 内部管理事務		<input type="checkbox"/>	
	事業内容は適切か		関連項目 該当	
	⑪	事業開始時の目的を概ね達成するなど、実施意義が低下している。 (長年実施している事業、対象数が減少している事業)	(2)、(5)①	<input type="checkbox"/>
	⑫	社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化し実施意義が低下している。 (目的の設定が現状にあっていない)	(4)	<input type="checkbox"/>
	⑬	対象者、利用者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。 (事業実績が前年と比べ低下している事業)	(5)②	<input type="checkbox"/>
	⑭	住民ニーズを上回るサービス提供となっている。 (当初計画・予算などと比較して実績等が少ない事業)	(5)②	<input type="checkbox"/>
	⑮	国や他市町と比較してサービス対象や水準を見直す余地がある。 (他市町で廃止された、他市町と比べ供給量が大きい事業)	(3)	<input type="checkbox"/>
効率性	重複した事業が実施されていないか		該当	
	①	施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	<input type="checkbox"/>	
	②	国や県のサービスと重複している	<input type="checkbox"/>	
	③	民間のサービスと重複している	<input type="checkbox"/>	
	事業の成果はあがっているか		関連項目 該当	
	④	施策の目的達成のため、事業内容が必ずしも適切とはいえない。 (成果実績向上につながる事業方法が他にある)	(4)、(5)	<input type="checkbox"/>
	⑤	市の施策への貢献度が高いとはいえない。 (目標設定が適切でない、成果実績と目標が大きく乖離している)	(5)	<input type="checkbox"/>
⑥	事業を継続しても成果の向上が期待できない。 (成果指標の実績が前年から向上していない事業)	(5)③	<input type="checkbox"/>	
⑦	厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。	(4)	<input type="checkbox"/>	
効果率	実施主体は適切か		該当	
	①	民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用しても市民サービスが低下しな	<input type="checkbox"/>	
	②	民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用するとコストの低減が期待でき	<input type="checkbox"/>	
	③	民間事業者、NPO法人、住民団体等が持つノウハウ等を活用できる。	<input type="checkbox"/>	
	コスト改善の余地はあるか		関連項目 該当	
	④	人件費の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (臨時職員の活用などで人件費を下げられる)	(6)	<input type="checkbox"/>
	⑤	業務内容の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (業務内容、委託内容の精査により業務量削減がはかれる)	(3)、(6)	<input type="checkbox"/>
⑥	事務改善によりコストを下げる余地がある。 (作業の簡素化などにより時間や無駄を省ける)	(3)、(6)	<input type="checkbox"/>	
⑦	受益者負担に改善の余地がある。 (受益者負担＝受益者が負担すべき費用となっていない)	(6)	<input type="checkbox"/>	